

令和6年3月20日

利用者様各位

ひかりケアステーション
管理者 古谷 倫祥

処遇改善加算の一本化と算定率変更のご報告

[令和6年6月改定] (障害福祉)

令和6年度報酬改定により、令和6年6月1日から、福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰを算定することとなりました。これは旧来の処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ処遇改善加算を制度改正により一本化した後の加算です。

引き続き、サービスの向上に努力してまいりますので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

【算定加算】

算定加算	福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ
加算率	利用料に 居宅介護：41.7%の上乗せ（5月分迄は38.9%） 重度訪問：34.3%の上乗せ（5月分迄は31.5%） 同行援護：41.7%の上乗せ（5月分迄は38.9%） 行動援護：38.2%の上乗せ（5月分迄は35.4%）
算定開始	令和6年6月1日

【各サービスに係る利用料及び利用者負担額】

『「居宅介護サービス」重要事項説明書 別紙：利用者負担額と利用料金について』を参照

以上